

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

1-1. 人口構造の変化と課題

我が国の高齢者^{※注}人口は年々増加し続けており、平成 27（2015）年の国勢調査では、65 歳以上の人口は約 3,346 万人、高齢者割合は 26.6%と約 4 人に 1 人が高齢者となっています。国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によれば、高齢者割合は、令和 7（2025）年には 30.0%、令和 22（2040）年には 35.3%と、約 3 人に 1 人が高齢者になる見込みです。

本市においても、高齢者割合は年々増加しています。介護保険制度がスタートした平成 12（2000）年には 10,404 人、高齢者割合 15.4%でしたが、令和 2（2020）年 10 月現在で 18,262 人、高齢者割合 28.4%、また 75 歳以上の後期高齢者割合は 15.0%になっており、今後も上昇が見込まれています。

一方、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が本市の総人口に占める割合は、平成 12（2000）年は 69.7%であったものが、令和 2（2020）年 10 月現在は 59.4%となっており、今後も減少することが見込まれています。これは地域の生活を支える担い手の減少を意味しており、高齢者人口、特に後期高齢者人口の急速な増加と合わせて、高齢者を支えきれない社会となっていくことが懸念されます。

1-2. 藤井寺市の取組

本市では平成 12（2000）年度の介護保険制度の開始以降、7 期にわたり「藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～」を策定し、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりとして、高齢者保健福祉施策の充実や介護保険事業の円滑な提供等に取り組んできました。

「第 7 期藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～」(以下、第 7 期計画という。)では、団塊世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年及び大阪府において要介護（要支援）認定率や介護需要がさらに高まっていくと予想される令和 17（2035）年と令和 22（2040）年を見据えた計画として、多様な主体が協働して高齢者を支え、市民が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるまちを目指して、様々な施策を推進してきました。

1-3. 計画策定の趣旨

今回、第7期計画の計画期間が終了することから、新たに「第8期藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～」(以下、「本計画」という。)を策定することとなりました。本計画では、第7期計画に引き続いて団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年及び団塊ジュニア^{※注}世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、高齢者の抱える多様な課題・ニーズへの対応や近年頻発している災害及び感染症への対策等を盛り込み、本市の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組等について示し、各事業の安定的運営を目的として策定したものです。

2. 計画の位置付け

2-1. 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法^{※注}(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法^{※注}(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

■高齢者保健福祉計画とは

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」を指すもので、高齢者を対象とした居宅生活支援や福祉施設等(老人福祉法に定められた「老人福祉事業」)に関する目標量とその確保方策について定める計画です。この計画は、介護保険事業計画と一体的に作成することとされています。

加えて、本市においては健康づくりの推進方策を一体化し、全ての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する総合計画を「高齢者保健福祉計画」として策定します。

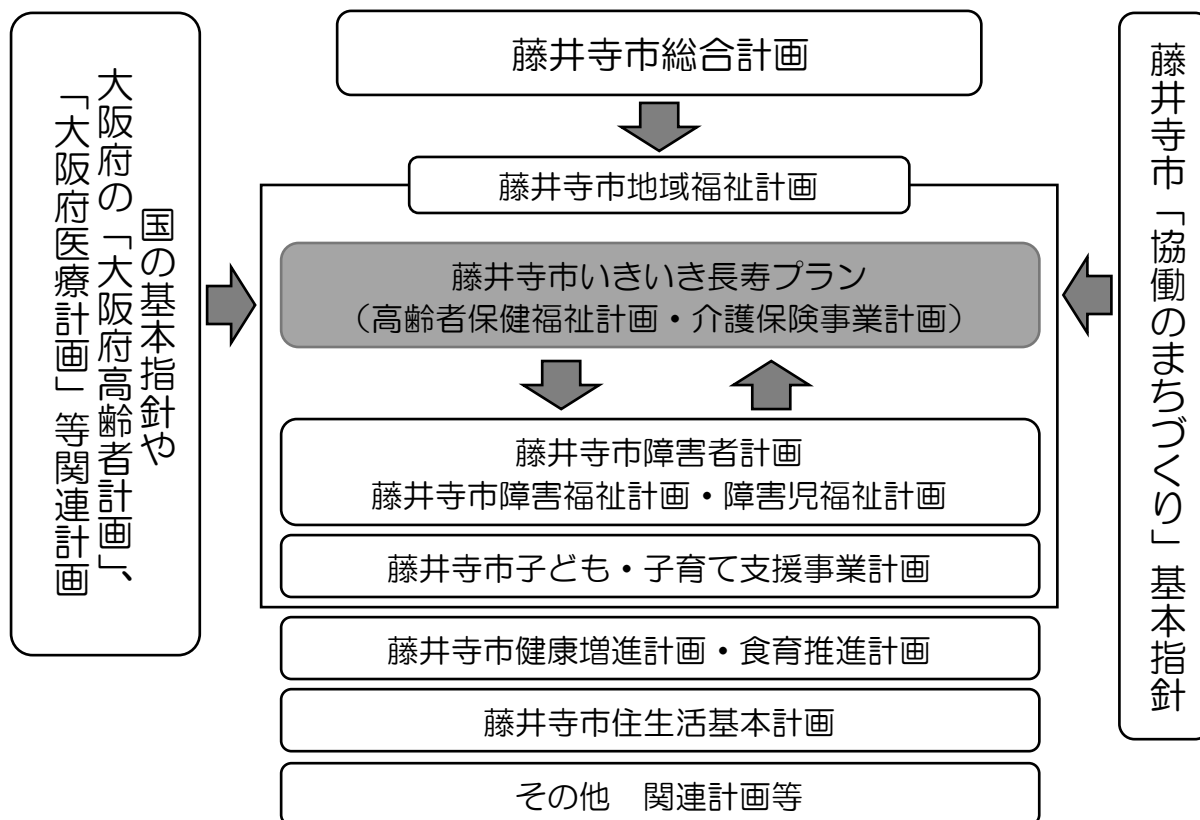
■介護保険事業計画とは

介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を指すもので、介護保険サービス及び地域支援事業^{※注}を円滑に実施することを目標として、必要なサービス量の見込みやその確保方策について定める計画です。この計画は、3年を1期として策定することとされています。

2-2. 関連計画等との位置付け

本計画は、「藤井寺市総合計画」の高齢者施策の部門別計画であり、国や大阪府の策定指針等を踏まえ、本市の福祉分野においては「藤井寺市地域福祉計画」を上位計画として、他の関連計画との整合を図り策定された計画です。

また、本計画は市民や団体等と協力しながら各施策の実現を目指すものであり、その協働に向けた考えや方向性を示した、「藤井寺市『協働のまちづくり』基本指針」にも基づきます。



2-3. 持続可能な開発目標(SDGs)との関連

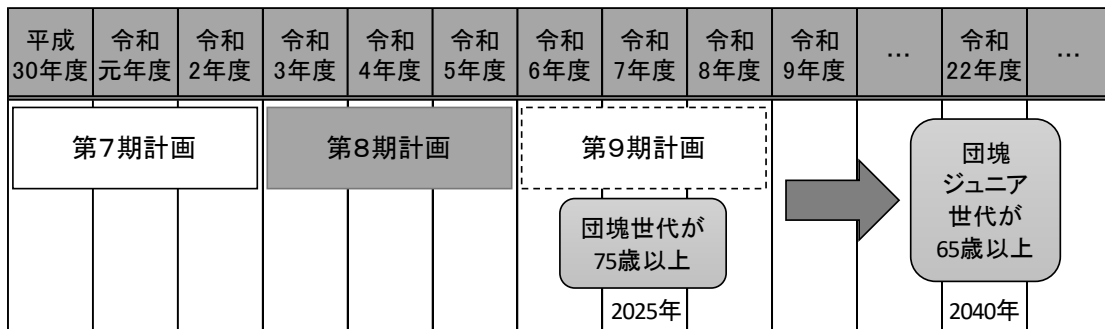
第五次藤井寺市総合計画後期基本計画では、「誰一人取り残さない」を基本理念としたSDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs））^{※注}の考え方を取り入れたまちづくりを進めています。本計画でもSDGsの掲げる17の目標のうち、関連が深い「3. すべての人に健康と福祉を」、「8. 働きがいも経済成長も」、「11. 住み続けられるまちづくりを」という目標に向けて取り組んでいきます。



3. 計画の期間

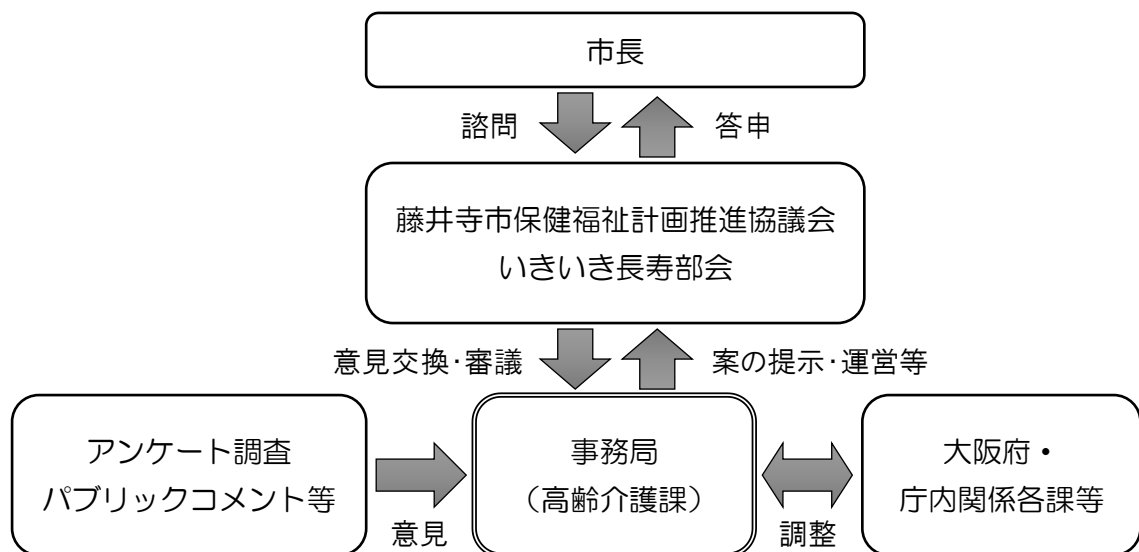
本計画は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間で1期とする計画です。

なお、本計画は団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年度及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を見据えた中長期的な視点を持つ計画です。



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民や学識経験者、関係団体・機関等で構成される「藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会」において意見交換や審議を行うとともに、アンケート調査やパブリックコメントにより市民の意見を広く聴取し反映しました。



5. 日常生活圏域の設定

本市では、人口規模や市域、地域の特性、交通事情等を勘案し、引き続き、市全域を一つの日常生活圏域^{※注}と設定します。今後も、市として統一的なサービスの提供を図るとともに、すべての利用者の方が満足できるようサービスの質の向上に引き続き努めます。

6. 計画策定の視点

6-1. 令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年と団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、推計人口等から導かれる介護需要を踏まえた中長期的な視野での本計画の位置付けを明確にし、具体的な目標やその取組内容を計画として示していくことが必要となります。

そのため、サービス基盤の整備にあたっては、介護需要の大きな傾向を把握したうえで中長期的な動向を踏まえて本計画での取組を検討します。

また、第7期計画に引き続き、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備と地域医療構想との整合性を図ります。

6-2. 地域共生社会の実現

第7期計画においても「地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる」という地域共生社会の考え方に基づいて、その実現に取り組んできましたが、本計画においても引き続き住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指し取り組みます。

6-3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護保険制度の重要な目的として、

- ①被保険者^{※注}が要介護状態等となることを予防すること
- ②要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍し、社会参加ができるよう、環境整備を進めるとともに、一般介護予防事業や総合事業の推進等、介護予防^{※注}・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ります。

6-4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホーム^{※注}とサービス付き高齢者向け住宅^{※注}は住まいと生活支援を一体的に提供する等、介護需要の受皿を担っています。そのため、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切なサービス基盤整備に向けて、都道府県・市町村間の情報連携の強化を図ります。

6-5. 「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の推進

令和元（2019）年6月に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」に基づいて、認知症^{※注}の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として様々な施策が推進されています。

【認知症施策推進大綱の5つの柱】

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症^{※注}の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

この大綱において、「共生」とは認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味とされています。また、「予防」とは“認知症にならない”という意味ではなく、“認知症になるのを遅らせる”、“認知症になっても進行を緩やかにする”という意味とされています。

これらの言葉を含め、誤った受け止め方によって新たな偏見や誤解が生じないように、正しい意味が伝わるよう努め、「共生」を基盤としながら取組を進めます。

6-6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステム^{※注}を支える介護人材の確保が大きな課題となります。

こうした状況に対応していくため、介護人材の確保に関する取組や方針等について本計画に位置付け、大阪府と本市が連携して取り組みます。

また、総合事業等の担い手の確保や介護現場の業務改善・文書量削減、ロボット・ICT^{※注}活用等による業務効率化を検討します。

6-7. 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ、そうした状況に対応可能な体制を整備することが重要です。

介護サービス事業所等と連携して、防災や感染症対策の周知・啓発、研修、訓練等を実施することや、関係部局と連携して必要な物資の備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること、大阪府や関係団体と連携した支援・応援体制の構築について検討します。

さらに、災害や感染症対策の一環として、ICT等を活用した業務のオンライン化についても検討を進めます。